

別紙様式第1号（第5条関係）

誓 約 書

九重町空き家活用定住促進事業補助金交付要綱に基づく交付申請にあたり、下記の事項について誓約し、違反があったとき又は事実と相違することがあったときは、補助金を直ちに返還します。

1、定住促進に関すること

- （1）当該補助事業受けた場合、本補助金の申請日から10年以上空き家所有者においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸し、空き家利用者においては本町に定住します。

2、九重町暴力団排除に関すること

- （1）次のいずれにも該当する者ではありません。
ア．暴力団（九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）
イ．暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ．暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
エ．暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
オ．上記ア～エまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している個人ではありません。

3、その他に関すること

- （1）改修補助事業にあつては、九重町内に本店又は営業所を有する業者で施工します。
- （2）移住応援給付金を申請する場合について移住支援事業費補助金の交付を受けません。

年 月 日

九重町長 殿 住所 _____
氏名 _____ 印

生年月日（明治・昭和・大正・平成） 年 月 日